

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 過去問徹底攻略2017年版」正誤表・補遺について

平成 29 年度社会保険労務士試験は、平成 29 年 4 月 14 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 28 年 10 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 29 年 4 月 14 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2017 年 5 月 18 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 51	問 9E の解説文 末尾（産業医の選任）	研修を終了した医師であれば産業医の要件を満たす。	研修を終了した医師であれば産業医の要件を満たす。なお、平成 29 年 4 月 1 日より、事業場においてその事業の実施を統括管理するもの等を産業医として選任してはならないこととされている。	5/18
p 117	問 3C の解説文 （延長の申出の期限）	該当した日の翌日から起算して 1 か月以内である。	該当した日の翌日から、当該者に該当するに至った日の直前の同項第 1 号に規定する基準日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。	5/18
p 118	問 5 問題文（高年齢継続被保険者）	のことである。	のことである。〈参考問題〉	5/18
p 121	問 7E の解説文 （国庫負担の特例措置）	（経過措置により当分の間 100 分の 55）	（経過措置により当分の間 100 分の 10）	5/18
p 124	問 3 問題文末尾 （個別延長給付）	給付のことをいう。	給付のことをいう。〈参考問題〉	5/18
p 124	問 4 ア問題文末	である。	である。〈参考問題〉	5/18

	尾（教育訓練給付）			
p 125	問 4 の解答	解答 C（イとエ）	解答 C（イとエ） （改正によりアも「誤」となった。）	5/18
p 125	問 4 アの解説文 （教育訓練給付）	○（～ 設問のとおりである。なお、検定試験の受験料～。	×（～ 設問のとおりであった。平成 29 年 1 月 1 日より、キャリア・コンサルティング経費も設問の費用に含まれることとなった。なお、検定試験の受験料～。	5/18
p 133	問 3 イの解説文 末尾（最低限度額）	年齢にかかわらず一律 2,300 円（平成 27 年 8 月 1 日以降の額）である。	年齢にかかわらず一律 2,290 円（平成 28 年 8 月 1 日以降の額）である。	5/18
p 140	問 3 問題文末尾 （個別延長給付）	給付のことをいう。	給付のことをいう。〈参考問題〉	5/18
p 141	問 4 エの解説文 末尾（教育訓練給付）	「交通費」は対象とならない。	「交通費」は対象とならない。また、平成 29 年 1 月 1 日より、キャリア・コンサルティング経費もこれに含まれることとなった。	5/18
p 152	問 7 エの問題文 末尾（国庫負担の特例措置）	負担する。	負担する。〈参考問題〉	5/18
p 153	問 7 解答	解答 A（アとウ）	解答 A（アとウ） （改正によりエも「誤」となった。）	5/18
p 153	問 7 エの解説文	○（～ 設問のとおりである。なお、この「100 分の 55」は～とされている。	×（～ 設問のとおりであった。なお、この「100 分の 55」は～とされている。現在では設問の特例割合は「100 分の 10」とされている。	5/18
p 291	問 6D の解説文	徴収金の額が 1 億円以上	徴収金の額が 5,000 万円以	5/18

	末尾（徴収金の額）	であることなどが条件となる。	上であることなどが条件となる。	
p 302	問 8Eの問題文 末尾（支給停止調整額）	支給停止される。	支給停止される。〈参考問題〉	5/18
p 303	問 8Eの解説文 末尾（支給停止調整額）	計算の対象とはしない。	計算の対象とはしない。なお、平成 29 年度の支給停止調整額は 460,000 円とされている。	5/18
p 326	問 9Bの問題文 末尾（支給停止調整額）	25,000 円となる。	25,000 円となる。〈参考問題〉	5/18
p 327	問 9の解答	解答 D	解答 D (改正により B も「正」となった。)	5/18
p 327	問 9Aの解説文 (支給停止調整額)	支給停止調整変更額(47万円)以下であるから～「105,000 円が支給停止される」ため支給される年金は「95,000 円」となる。	支給停止調整変更額(46万円)以下であるから～「110,000 円が支給停止される」ため支給される年金は「90,000 円」となる。	5/18
p 327	問 9Bの解説文 (支給停止調整額)	× (法 46 条) 60 歳台後半の在職老齢年金に係る～支給停止調整額(47万円)を控除した額の2分の1であるから、「20,000 円」となる。	○ (法 46 条) 設問のとおりである。60 歳台後半の在職老齢年金に係る～支給停止調整額(46万円)を控除した額の2分の1であるから、「25,000 円」となる。なお、出題当時は支給停止調整額が 47 万円であったため、この肢は誤りの問題として出題された。	5/18
p 363	問 3イの解説文	平成 28 年 4 月における 2 年前納の割引額は 15,960 円であり、収めるべき保険料(377,310 円)	平成 29 年 4 月における 2 年前納の割引額は口座振替の場合 15,640 円、現金納付の場合 14,400 円であ	5/18

		とともに、年度をまたぐ保険料でありながら変動しない。	る。	
p 375	問 6 ウの解説文末尾（前納の方法）	口座振替納付を条件に 2 年前納制度が始まった。	口座振替納付を条件に 2 年前納制度が始まった。なお、平成 29 年 4 月分より口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による 2 年前納も認められることとなった。	5/18

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

（最終更新：2017 年 5 月 18 日）

訂正頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
p 85	問 7C の解説文	設問のとおりである。通勤のための歩行中に～通勤によるものと認められる。	設問のとおりである。 通勤のための歩行中に～通勤によるものと「認められる」。	5/18